

少年法適用年齢引下げの是非

2024年1月12日

宮澤 拓実

- I. はじめに
- II. 適用年齢引下げの流れ
- III. 適用年齢引下げの是非
 - 1. 引下げのメリット
 - 2. 引下げのデメリット
- IV. 私見
- V. むすびにかえて

I. はじめに

2022年4月1日より改正少年法が施行され、この改正によって主に①18歳・19歳が「特定少年」となり、②原則逆送対象事件が拡大し、③実名報道の解禁(起訴された場合に限る)がなされた。メディアでもしばしば取り上げられていたこともあり、記憶に新しい人も多いだろう。私自身、この改正をきっかけとして少年法分野に興味を持って学習を進めてきたが、その中で少年法の理念などを知り、様々な事例に触れていくうちに一つの疑問点が浮かんだ。少年法第1条は「非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」と規定しており、少年法の理念である「健全育成」の目標達成と、先の少年法改正による適用年齢引下げは相反するのではないか。

すなわち 2021 年少年法改正は同時期に民法上の成人年齢の引き下げがなされたことから「国法上の統一性」を確保する目的で審議が開始され改正されたが、つまりは少年法の適用年齢を引き下げるといふことで、理由はともあれ少年法の趣旨とは反する方針で動き出したのである。結局先述したように 18 歳・19 歳は特定少年として適用年齢引き下げは一部分のみに留まったわけだが、この引下げにメリットはあったのか甚だ疑問である。ましてや健全育成の理念を掲げる少年法とこの引下げの流れは逆行しており、少年法の重要性を学習した今、改正ではなく「改悪」なのではないかとさえ思うようになった。そこで、先の少年法改正によってなされた少年法適用年齢引き下げにメリットはあったのか、少年法適用年齢引下げの是非について検討する。

II. 少年法適用年齢引下げの流れ

こうした少年法の改正は今回初めてなされたわけではなく、以前にも何度か改正されてきた歴史を持つ。過去どのような経緯で改正がなされてきたのか触れておきたい。

そもそも現行少年法は 1948 年、戦後まもなくに制定され、50 年以上も変えられること

がなかった。というのは無論変える必要性が無かったからと考えてよいだろう。

しかし、1997年神戸連続児童殺傷事件をきっかけとして2000年に刑事処分可能な年齢を16歳以上から14歳に引き下げるという改正が初めて実施された(犯行少年が14歳だったため)。この事件はその衝撃性からメディアで何度も扱われ、人々に少年による凶悪犯罪の存在を知らしめたといっても過言ではないだろう。それでもまだ2003年には長崎児童誘拐事件、2004年は佐世保小6女児同級生殺害事件と凶悪犯罪が連続発生し、これら犯罪の当事者が当時中一や小6であったために、少年犯罪の低年齢化がメディアでも取沙汰されて少年院送致の下限年齢が14歳以上からおおむね12歳以上に引き下げられた。翌年も被害者遺族が少年審判や刑事裁判に参加し、加害者に対し意見・質問できるよう様々改正がなされたものの、2009年に大阪富田林市男子高校生殺害事件が発生し、事件を担当した大阪地裁の飯島健太郎裁判長が「この刑では十分ではない。適切な法改正がされることを望む」と言及したこともあって、その後の改正に繋がっていく。2014年改正では有期刑の上限と不定期刑が引き上げになり、有期刑の上限が15年から20年に、不定期刑は上限を15年に引き上げるといった変更がなされた。

このように、過去少年法は少年による凶悪犯罪が起きた後、加熱するメディアスクラムによる、少年犯罪に対する厳罰化の世論の形成にいわば後押しされ、事後的に対処する形で法改正を繰り返し実施して厳罰化を進めてきた。

これに対して先の2021年少年法改正は少し異なる性質を持ち、選挙権年齢の引き下げや、民法上の成人年齢が引き下げられたことで国法上の整合性をとるために引き下げが検討された。当初は完全に適用年齢を18歳に引き下げる方針で始動したものの、健全育成を図っていく少年法理念の有効性という観点からの多くの批判により、18・19歳を少年法の枠に残しつつも、少年とは取扱いを別にする「特定少年」とする折衷的なものに落ち着いた。

Ⅲ. 厳罰化の是非

次に、先の改正の是非についてそれぞれ簡単に紹介する。

1. 引下げのメリット

最大のメリットは先述したように、選挙権年齢の引き下げや成人年齢の引き下げに伴って、少年法でも適用年齢を引き下げることによって「国法上の統一性」を確保できるという点である。これにより、大人として扱われる年齢が18歳と、その他の法律と一致している方が国民にとって分かりやすく、大人としての自覚を促すことができる、というわけだ。

他にも「犯罪の抑止力」になるという点が挙げられる。非常に単純な話ではあるが、今までは少年法の保護下にあり、物を盗んでも保護処分となされていたものが、引下げによってしっかりと刑罰として罰せられ、懲役刑の可能性もあるとなれば、そうはなりたくないからやめておこう、と考えるわけだ。すなわち、抑止力を働かせることで少年を健全に育成しようとするアプローチといえる。また、平成27年度の内閣府世論調査の少年非行に関する世論調査では、おおむね5年前と比べて少年により重大な事件が増えていると回答

した人の割合は 78.6%にまで及ぶ¹。このように多くの人が少年による非行が増加していると感じている中で、適用年齢引下げはこうした世論に応えるという意味でも正当なものであるとする。

2. 引下げのデメリット

最大のデメリットは、引下げによって本来保護処分されるべき少年まで刑事処分となってしまう可能性があり、少年の可塑性を無視して更生の機会を奪ってしまうことだろう。これは少年法第 1 条が、少年法の目的を「非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」に反しておりそもそも健全育成の趣旨に合わない。すなわち厳罰化は少年法の趣旨を否定することになり、さらに、適切な矯正教育を行えなかったことで軽犯罪をはじめとする犯罪の再犯のリスクも高まり、結果的に社会にマイナスの影響を与えてしまうだろう。

IV. 私見

ここまでを踏まえて単刀直入に、適用年齢引き下げには反対である。

まず、反対する最大の理由として、今回の引き下げのきっかけである国法上の統一性について、必ずしも統一する必要はないと考えられることが挙げられる。

国法上の統一性とは、異なる法律の間で整合性や矛盾が生じず、法的秩序が確立されていることを指す。もちろんこの整合性も重要な観点であるが、それ以上にその法律の趣旨や目的を守ることの方が重要であり、それらに従って適用年齢は個別に決定していく必要がある。これは、法律それぞれに趣旨があり、目的を達成するために立法されたのであり、それら法律同士の関係性によりそれら目的が達成できなくなれば本末転倒であるからだ。選挙権年齢についても、選挙権の規定される民法の趣旨に基づいて、引き下げることで得られるメリットがあるからこそ引き下げに至ったわけで、同様に少年法にも健全育成という趣旨がある。少年法は少年の発達段階や更生を重視した独自の趣旨で規定されており、この趣旨に反して、改正がなされるということはあってはならないはずだ。ましてや国法上の整合性をとるための改正など言語道断だ。つまり、国法上の統一性を求めること自体に先述したような少年法の趣旨に反するマイナス面がはっきりと存在し、これには大きな問題がある。

したがって、先の改正が行われることとなったきっかけであり、かつ最大の目的でもあったこの整合性について、その必要性が低いとなると当然、適用年齢引き下げることのメリットというのは小さくなく、引下げすべきではなかったといえるだろう。

次に世論に応えるべきであるという意見についてだ。日本財団が実施した 17 歳~19 歳の男女の少年を対象とした、少年法改正によって適用年齢が 18 歳に引き下げられることに

¹ 内閣府「少年非行に関する世論調査」(平成 27 年 9 月)[gairyaku.pdf \(gov-online.go.jp\)](https://www.gairyaku.pdf(gov-online.go.jp))(2023 年 12 月 29 日閲覧)

対するアンケートでは反対 4.3%であったのに対し²、同じく日本財団が実施した「18 歳意識調査」の成人年齢引き下げに対するアンケートでは反対が 4 割程度であったというデータがある³。これはまさに国民の関心度そのものを表していると言えるのではないか。成人年齢引き下げは身近であり自分事として捉えているから、真剣に考えるため自然と実際に変更した場合の影響などを各々が熟慮した結果、賛成と反対がそれぞれ半分程度となった。一方で少年法の改正については身近な問題ではなく、自分とは関係のない悪い子供が自業自得で非行に及んでいるから厳罰化しても何の問題もないと思っていないだろうか。実際には家族や学校などのコミュニティを失ったら居場所がなくなり、何か新しい子供の居場所を提供できていない社会にも問題があるが、そのことには自分事としての意識を持つことができず、特に考えることなく賛成する。厳罰化は非行した少年を社会から排除し、社会を平和にしようとする手段であり、これでは本来の少年法が持つ少年の健全育成という理念を達成できないため、政策的な意図以外にこの世論に応える必要性はない(当然政策的意図よりも少年法の趣旨が優先されることを望む)。

もっとも、世論ではそもそもこの少年の健全育成という理念に賛同しなかったり、厳罰化に賛同する人の多くの根底には「遺族感情はどうなるんだ。」「重大犯罪を犯しておいて子供だから許されるのはおかしいし、そもそも子供に後世の機会を与える少年法の理念に納得できない」といった感情があるのではないか。しかし人間はみな一人では生きられない。であるからこそ、一人前になるまで社会として保護していかなければならないのだ。これは決して綺麗ごとではなく、社会が円滑に活動を行う上で、1 人でも多く自分の隣で働く「普通の」社会人を増やすという点で重要なものである。さらに、少年加害者はその多くが社会や家族に見捨てられた被害者でもあることを忘れてはならない。もちろん被害者だからといって犯罪を起こしていいわけではない。ただ、我々成人以上に周りの環境に左右される子供に、更生の機会を与えることも必要だろう。

また、先述した引下げによるメリットで挙げた抑止力の効果であるが、これも全くないとは言いきれないものの大きなメリットではなく、この少ないメリットでわざわざ引下げすることは違和感しかない。というのも、少年犯罪に限ったことではないが、人が犯罪を犯すときの心理を考えてほしい。人間が犯罪を犯すときは、計画性をもってバレないように完全犯罪を狙う①完全犯罪型か、自分の犯行と捕まったときのリスクとを比較均衡し、犯行達成によるメリットが自分の中で大きいと考えた際に犯行に及ぶ②比較均衡型か、完全な③衝動型の 3 つに大別できる。最初の完全犯罪型は犯罪を犯してもバレないように計画するわけで、最初から捕まるつもりがないためいくら厳罰化しても犯行に及ぶと考えられ抑止力とはならない。衝動型の場合も名前の通り衝動的に犯行してしまうからいくら厳罰

²日本財団 18 歳意識調査第 36 回テーマ「少年法改正」(2021 年 4 月 26 日) [日本財団 18 歳意識調査 第 36 回 テーマ:「少年法改正」を実施 | 日本財団 \(nippon-foundation.or.jp\)](https://nippon-foundation.or.jp/18-sai-ichijikaku-saishu-36)(2023 年 12 月 29 日閲覧)

³日本財団「18 歳意識調査」(2018 年 10 月 3 日)〈[「18 歳意識調査」スタート | 日本財団 \(nippon-foundation.or.jp\)](https://nippon-foundation.or.jp/18-sai-ichijikaku-saishu)〉(2023 年 12 月 29 日閲覧)

化しても当然関係ない。したがって、自分の犯行と捕まったときのリスクとを比較均衡する比較均衡型のみには効果があるのだ。つまり、長短を比較する段階で厳罰化によってリスクの方が高まれば、必然的に犯行によるメリットが相当自分の中で大きなものでない限りは犯行を踏みとどまるだろうと考えられるわけだ。したがって、事前に完全犯行を計画している者にとって厳罰化は、それによってどう犯行を隠そうかという部分に力が注がれるだけであって、必ずしも抑止力に繋がるとは限らない。加えて、少年犯罪はまだ理性が発達しておらず、衝動的に犯行に及んでしまう場合も往々にして存在し、この場合も厳罰化による抑止力の効果は全く無意味である。この抑止力が働く極めて②の特定のケースのためだけに厳罰化する必要性が高いとは言えないだろう。

さらに、非行少年の数は年々減少している、単に子供の数が減ったからと思うかもしれないが、少年の非行率をみても減少傾向にあるため、現行少年法で十分健全育成の理念は達成され、上手く機能しているわけだ。少年院もその役割をしっかりと果たしており、犯罪白書によれば再院率は2割程度となっている⁴。一見高い数字のように思えるが諸外国と比べると低い数字であり、逆に言えばそれだけ子供の犯罪というのは根深いものがあり更生するのが難しいということだ。そのような状況で刑罰を与えても余計に再犯率が上がり、かえって社会も大きく不利益を被るし、少年自身の人生にも不利益を被ってしまうという意味でデメリットが大きすぎる。

したがって、今までの少年による凶悪犯罪に対処するための厳罰化が悪かったなどとするつもりはないが、今回の少年法適用年齢引下げには反対である。

V. むすびにかえて

本稿では、主に少年法適用年齢の引き下げについて私見を述べさせていただいた。少年法の厳罰化は少年の未来を大きく左右する重大な問題であって、前述した様々な事情をしっかりと熟慮した上で慎重に判断すべきである。その中でこのような引き下げがなされたことは非常に危惧すべきところだ。加えて、改正を含め、これから少年法がどのように変わっていくのか、それとも現状のまま維持されるのか注視していきたいと思う。

また、完全な適用年齢引下げではなく、特定少年という枠組みにより引き下げが一部分であったことについて、これについての問題点について触れることができなかつたため、今後の課題としたい。

<参考文献>

廣瀬健二『図解ポケット少年法がよくわかる本』（秀和システム、2022年）

刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター編『少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』（日本評論社、2018年）

⁴ 令和3年版 犯罪白書 第5編/第2章/第5節/1

佐藤幹夫・山本譲司『少年犯罪厳罰化私はこう考える』（洋泉社、2007年）

アムネスティ・インターナショナル日本『高校生が考える「少年法」』（アムネスティ・インターナショナル日本、2002年）

片山徒有『18歳・19歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか』（現代人文社、2021年）

葛野尋之・武内謙治・本庄武『少年法適用年齢引下げ・総批判』（現代人文社、2020年）

令和3年版 犯罪白書 第5編/第2章/第5節/1

日本財団 18歳意識調査第36回テーマ「少年法改正」（2021年4月26日）[日本財団 18歳意識調査 第36回 テーマ：「少年法改正」を実施 | 日本財団 \(nippon-foundation.or.jp\)](https://nippon-foundation.or.jp/18-sai-ijisaku-36) (2023年12月29日閲覧)

日本財団「18歳意識調査」（2018年10月3日）〈[「18歳意識調査」スタート | 日本財団 \(nippon-foundation.or.jp\)](https://nippon-foundation.or.jp/18-sai-ijisaku)〉 (2023年12月29日閲覧)

内閣府「少年非行に関する世論調査」（平成27年9月）[gaiyaku.pdf \(gov-online.go.jp\)](https://www.gaiyaku.pdf.gov-online.go.jp) (2023年12月29日閲覧)